

読替規定

運用マニュアル 該当箇所	読替前	読替後
第2条第2項(1)	<p><u>現場代理人及び監理技術者、主任技術者</u>（以下「<u>現場代理人等</u>」という。）は、<u>現場事務所</u>におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。</p> <p><u>工事書類</u>は図面や写真などを含むことから…</p>	<p><u>管理技術者及び照査技術者、担当技術者</u>は、<u>使用場所</u>におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。</p> <p><u>書類</u>は図面や写真などを含むことから…</p>
第2条第2項(2)	<p><u>監督員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>	<p><u>調査職員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>
第2条第2項(3)	<p><u>監督員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>	<p><u>調査職員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>
第2条第2項(4)	<p><u>監督員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>	<p><u>調査職員</u>は、利用する情報共有システムにおいて…</p>
第2条第3項	<p>情報共有システムの利用者は当該<u>工事</u>の受発注者とし、受注者においては「<u>現場代理人</u>」、「<u>監理（主任）技術者</u>」、発注者においては「<u>総括監督員</u>」、「<u>主任監督員</u>」とする。</p>	<p>情報共有システムの利用者は当該<u>業務</u>の受発注者とし、受注者においては「<u>管理技術者</u>」、「<u>照査技術者</u>」、「<u>担当技術者</u>」、発注者においては「<u>総括調査員</u>」、「<u>主任調査員</u>」とする。</p>
第2条第4項	<p>ID・パスワードが第3者に渡ると、<u>工事帳票</u>の漏洩や改ざんの恐れがあるため…</p>	<p>ID・パスワードが第3者に渡ると、<u>帳票</u>の漏洩や改ざんの恐れがあるため…</p>